

食品安全情報（化学物質） No. 19/ 2011（2011. 09. 21）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【EC】](#)

1. FVO 視察報告書
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. コーデックス第 43 回残留農薬部会における EU の立場についての科学的サポート
2. 統計学的有意差と生物学的妥当性
3. 飼料添加物に関する科学的意見
4. 既存の MON 531 綿由来綿実油、食品添加物、飼料、飼料添加物の継続販売認可更新申請についての科学的意見

[【FSA】](#)

1. 主任科学者の年次報告書発表
2. 混乱を招く日付表示を終了させるためのガイド
3. 食用色素を除去するガイド

[【DWI】](#)

1. 新しい SCA BLUE BOOK 233:飲料水の味と臭いの決定法の履行について

[【BfR】](#)

1. ミネラルクレイに発見されたダイオキシンについての評価
2. 消費者製品中の有機スズ化合物

[【RIVM】](#)

1. オランダにおける違法勃起不全用製品：10 年の傾向と 2007～2010 年の製品更新

[【ANSES】](#)

1. ブルターニュでの野生のイノシシの死亡：硫化水素の可能性が高い

[【FDA】](#)

1. 放射線の安全性
2. 消費者向け情報 リンゴジュースとヒ素についての Q & A
3. 警告文書
4. ミネソタの企業が認められていない宣伝をしていたアミノ酸製品の販売を中止することに合意

[【NTP】](#)

1. 2011 年発表のテクニカルレポート

[【EPA】](#)

1. ニューヨークのチャイナタウンで違法な農薬の販売を行った 12 人の被告逮捕

[【DEA】](#)

1. DEA は合成興奮剤の緊急コントロールを実施

[【CFIA】](#)

1. カナダの食品の安全性への信頼は上昇傾向

[【FSANZ】](#)

1. 食品基準改訂告知
2. リステリアリスク低減に役立つ加工助剤について意見募集

[【APVMA】](#)

1. 殺鼠剤混合所の閉鎖？

【TGA】

1. 安全性助言 Maxidus カプセル

【KFDA】

1. 海外サイトの販売製品に注意
2. 日本原子力発電所関連の食品医薬品安全庁による対応及び管理動向(12)
3. 楽しい山行、野生の毒キノコ摂取注意！

【その他】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ (ProMED-mail) 原因不明の病気、イヌ 英国（イングランド）
- ・ (ProMED-mail) 原因不明食中毒 南アフリカ、有機リンの疑い
- ・ (EurekAlert) 専門家はトランス脂肪表示の変更を要請
- ・ (Case Watch) FTC 年次報告書
- ・ (Science ニュース) フランス政府は GM トウモロコシについて EU 法廷に逆らう

● 欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. FVO 視察報告書

● フィンランド ある種の水産物の燻製技術の評価

FI Finland - evaluate smoking techniques for certain fishery products

http://ec.europa.eu/food/fvo/ir_search_en.cfm?styp=insp_nbr&showResults=Y&REP_I NSPECTION_REF=2011-8893

PAH の最大基準値見直しおよびベンゾ(a)ピレン以外の指標の導入に関連して。

魚の燻製加工所では PAH がハザードであるという知識はあったが、その量に影響する因子については知られておらず、管理方法も定めていないことが確認された。

● インド 生きた動物と動物製品の、動物用医薬品のコントロールを含む残留物質と汚染物質のモニタリング

IN India - The monitoring of residues and contaminants in live animals and animal products, including controls on veterinary medicinal products

http://ec.europa.eu/food/fvo/ir_search_en.cfm?styp=insp_nbr&showResults=Y&REP_I NSPECTION_REF=2011-8861

EU へ輸出される生きた動物及び動物製品については、EU 指令によって残留モニタリング計画が示されている。インドでは残留モニタリングは実施されているが、家禽類及び卵の年間を通してのサンプリングが実施されず、これは検査所の能力（capacity）不足によるものであった。養殖品については登録施設のみ輸出が認められ、出荷前に抗生物質の残留検査が義務づけられているが、2011 年には甲殻類での継続的な特定の抗生物質の違法使用等による残留が RASFF へ 6 件報告されている。蜂蜜については、食用品での鉛汚染について養蜂業者が注意を向けており、輸出品ではほぼ検出されなくなった。違反

(non-compliances) が確認された場合にはすぐにフォローアップ調査が実施されているが、所轄官庁では、第一次生産者レベルでの行政的管理や強制的施策を実施するために必要な法的基盤が欠けているとしている。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2011 年第 36 週～第 37 週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

警報通知 (Alert Notifications)

エストニア産飼料用フィッシュミールのダイオキシン (2.91 pg WHO TEQ/g)、ポルトガル産食品サプリメントの未承認物質シルデナフィルチオノ類似体、スロバキア産メラミンスプーンからのホルムアルデヒド (130.96、127.48 mg/kg) とメラミン (146.6、215.01、140.4、205.92 mg/kg) の溶出、スペイン産マグロ切り身のヒスタミン、ポーランド産馬肉のカドミウム (0.463 mg/kg)、オーストリア産冷凍ウサギ骨付きもも肉の鉛 (74 mg/kg)、ドイツ産調理用スプーンからのホルムアルデヒド (118.81、135.42 mg/kg) とメラミン (129 から 202.76 mg/kg の間) の溶出、中国産米紛の未承認遺伝子組換え (CaMV 35S) など。

注意喚起情報 (information for attention)

中国産乾燥アプリコットの亜硫酸 (>4000 mg/kg)、ブラジル産パパイヤのモルホリン (0.034、1.349 mg/kg)、中国産黒いナイロンスキマーからの一級芳香族アミン (アニリン 0.03 mg/kg と 4,4'-ジアミノジフェニルメタン 0.66 mg/kg) の溶出、チリ産乾燥プラムの多すぎるソルビン酸 (1252 mg/kg)、トルコ産スマックの未承認色素 Basic Red 46 (0.5 < ~ >1.5 g/kg)、チリ産乾燥種抜きプラムのソルビン酸 (1720 mg/kg)、中国産冷凍エビのニトロフラン代謝物 (1.6 μg/kg)、中国産ロースト海藻のベンゾ(a)ピレン (10.6 μg/kg) と多環芳香族炭化水素 (86.7 μg/kg)、中国産冷凍ペッパーのメタミドホス (0.089 mg/kg) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

中国産松の実の味覚障害、米国産食品サプリメントの未承認新規食品成分アマチャヅル・オオアザミ・*Huperzia serrata*・未承認物質ビンポセチン・ビンカミン・ビンブルニン、中国産ほ乳瓶からのビスフェノール A の溶出 (67.6 μg/kg)、スペイン産リングケーキのプロピレングルコール (14g/kg)、中国産缶詰キノコのスズなど。

通関拒否通知 (Border Rejections)

ウクライナ産生鮮キノコ (*Chantarellus cibarius*) の放射能 (480、460、970、1030 Bq/kg)、インド産カレーの歯のクロルピリホス (0.35 mg/kg)、ドミニカ共和国産ササゲのオメトエートとジメトエート (合計 1.6 mg/kg) 中国産フライパンからのクロム (0.169、0.06mg/kg)

とマンガン(4.23、0.523、0.896mg/kg)の溶出と総溶出量(酢酸中 668.4、90.4、1090 mg/dm²)、中国産キッチンナイフからのクロム (5.28、34.53、6.8 mg/kg) とニッケル (0.49 mg/kg) とマンガン (0.204、1.29 mg/kg) の溶出と総溶出量 (10.4、104.4 mg/dm²)、中国産フォンデュ鍋からのニッケルの溶出 (6.5、7.8 mg/dm²)、トルコ産生鮮ペッパーのジメトエートなど。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. コーデックス第 43 回残留農薬部会 (CCPR) における EU の立場についての科学的サポート

Scientific support for preparing an EU position in the 43rd Session of the Codex Committee on Pesticide Residues (CCPR)

EFSA Journal 2011;9(9):2360 [123 pp.] 07 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2360.htm>

次回 CCPR の議題になる FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) の報告を評価した。2010 年に JMPR は 11 の有効成分について毒性学的参照値を設定し、20 の物質についてコーデックス MRL を評価している。それらが EU 域内で採用されている値と比較して異なる場合にはその理由が説明された。

2. 統計学的有意差と生物学的妥当性

Statistical Significance and Biological Relevance

EFSA Journal 2011;9(9):2372 [17 pp.] 15 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2372.htm>

科学委員会が生物学的に妥当な影響の評価を行う際のガイドとなる文書。

実験より観察された場合に妥当であるとみなされる生物学的変化の性質や大きさについては実験開始前に定義しておくべきである。そのような変化の大きさは、十分な統計学的検出力をもつ実験をデザインするのに使用されるべきである。

統計学的に有意であるということは、良くデザインされた実験または研究の適切な統計解析の一部に過ぎないとみなされるべきである。統計解析では統計学的有意性を示すことが主な目的ではない。データを解釈する際には、仮説検定の概念と統計学的有意性の関係やリスク評価プロセスにおける仮説検定を用いることの限界にも注意が必要である。従って統計学的有意性はあまり強調されるべきではなく、むしろ統計的推定やそれに伴う区間の推定 (例えば信頼区間) のほうが情報量が多いために強調されるべきである。実験結果を有意か有意でないかのような二分法で提示することは誤解を招く可能性がある。

さらに使用した方法やプログラムのコードについて完全に記述し、別の解析ができるよう生データを提供することを薦める。

3. 飼料添加物に関する科学的意見

- 全ての種用飼料添加物としての三塩基性塩化銅の安全性と有効性に関する科学的意見
Scientific Opinion on safety and efficacy of di copper chloride tri hydroxide (tribasic copper chloride, TBCC) as feed additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2355 [18 pp.] 13 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2355.htm>

FEEDAP パネル（飼料添加物に関する科学パネル）は、全ての種用飼料添加物としての三塩基性塩化銅（TBCC）の安全性と有効性に関する科学的意見を諮問された。パネルは、TBCC は全ての動物種に対して有効な銅源であると結論した。さらに、規格についていくつかの助言を行った。

- 離乳子豚用飼料添加物としての VevoVital®（安息香酸）の認可条件改定についての科学的意見

Scientific Opinion on modification of the terms of authorisation of VevoVital® (Benzoic acid) as a feed additive for weaned piglets

EFSA Journal 2011;9(9):2358 [9 pp.] 13 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2358.htm>

VevoVital®は安息香酸からなる飼料添加物であり、離乳子豚及び肥育用豚への畜産用添加物（zootechnical additive）として認可されている。委員会規則には、「子豚用の補助資料は安息香酸を 10,000mg/kg を超えて含有してはならない」及び「添加物はプレミックスの形態で混合飼料へ加えられるものとする」と記載されている。これらの文言を削除して、「子豚用の混合飼料は一日単位で他の飼料原料とよく混合すべきである」へ改訂するとの案に対し、FEEDAP パネルは、安息香酸を配合飼料に混合する場合、プレミックスに限定する理由はないと結論した。

- 子豚や豚肥育用飼料添加物としての Animavit® (*Bacillus subtilis* CBS 117162) についての意見

Opinion on Animavit® (*Bacillus subtilis* CBS 117162) as feed additive for piglets and pigs for fattening

EFSA Journal 2011;9(9):2375 [14 pp.] 13 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2375.htm>

Animavit®は、*Bacillus subtilis*菌体の飼料添加物としての商品名である。子豚及び豚肥育用として最終飼料中に $2 \times 10^9 \sim 1 \times 10^9$ CFU/kgの範囲での使用を意図している。*B. subtilis*はEUでは認可されたことはなく、EFSAは枯草菌系統はQPS（Qualified

Presumption of Safety) アプローチでの評価が適していると考えている。

FEEDAP パネルは、Animavit®の安全性及び有効性についてともに示されていると結論した。ただし感作性があるので表示が必要だとしている。

*QPSアプローチ：食品安全情報2007年26号より

(EFSA) EFSAに問い合わせのあった微生物の評価にQPS (Qualified Presumption of Safety: 適格な安全性の推定) アプローチを導入することに関する科学委員会の意見

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2007/foodinfo200726.pdf>

- 全ての動物種用の飼料添加物としての塩化コリンの安全性と有効性

Scientific Opinion on safety and efficacy of choline chloride as a feed additive for all animal species

EFSA Journal 2011;9(9):2353 [15 pp.] 14 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2353.htm>

FEEDAP パネルは、全ての動物種用飼料添加物としての塩化コリンの安全性と有効性に関する科学的意見を諮問された。パネルは、家畜にとってのコリンの栄養上の役割は確立している、塩化コリンは効果的コリン源である、天然に存在し分解しやすく環境や消費者への安全性は問題ないと結論した。

- 全ての動物種用のタウマチンの安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the Safety and Efficacy of thaumatin for all animal species

EFSA Journal 2011;9(9):2354 [10 pp.] 15 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2354.htm>

タウマチンは最初 *Thaumatococcus daniellii Benth* の果実から単離されたタンパク質混合物で、そのうちの主要タンパク質 2 種 (タウマチン I および II) の配列がわかっている。JECFA と SCF で消費者への安全性を評価し ADI を設定している。現在 EU では甘味料及び風味増強剤として認可されている。配合飼料中に 1~5 mg/kg の範囲で使用することは全ての動物種について相当な安全性のマーゲンがある。安全性マーゲンが大きいいため飼料と水で同時に与えることも可能である。タウマチンは消化されやすく可食部に残ることはないため、消費者に安全上の懸念はない。既に食品として使用されているため、飼料について有効性を検討する必要はないとしている。

- 全ての動物種用サイレージ添加物としての *Lactobacillus buchneri* (DSM 12856) の有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus buchneri* (DSM 12856) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2361 [11 pp.] 15 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2361.htm>

安全性については QPS アプローチが可能である。サイレージ製造を改善する可能性が示されている。

以下サイレージ添加物について同様

- ***Lactobacillus buchneri* (DSM 16774)**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus buchneri* (DSM 16774) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2359 [11 pp.] 15 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2359.htm>

- ***Lactobacillus rhamnosus* (NCIMB 30121)**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus rhamnosus* (NCIMB 30121) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2365 [11 pp.] 19 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2365.htm>

- ***Lactobacillus plantarum* (DSM 12836)**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus plantarum* (DSM 12836) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2367 [11 pp.] 19 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2367.htm>

- ***Lactococcus lactis* (NCIMB 30160)**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactococcus lactis* (NCIMB 30160) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2366 [11 pp.] 19 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2366.htm>

- ***Lactobacillus paracasei* (DSM 16245)**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus paracasei* (DSM 16245) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2363 [11 pp.] 19 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2363.htm>

- ***Pediococcus acidilactici* (DSM 16243)**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Pediococcus acidilactici* (DSM 16243) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2364 [11 pp.]. 16 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2364.htm>

● ***Lactobacillus plantarum* (DSM 12837)**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus plantarum* (DSM 12837) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2362 [10 pp.]. 16 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2362.htm>

4. 既存の MON 531 綿由来綿実油、食品添加物、飼料、飼料添加物の継続販売認可更新申請についての科学的意見

Scientific Opinion on application EFSA-GMO-RX-MON531 for renewal of the authorisation for continued marketing of existing cottonseed oil, food additives, feed materials and feed additives produced from MON 531 cotton that were notified under Articles 8(1)(a), 8(1)(b) and 20(1)(b) of Regulation (EC) No 1829/2003 from Monsanto
EFSA Journal 2011;9(9):2373 [30 pp.].

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2373.htm>

意図される使用方法でヒトや動物の健康や環境に有害影響はありそうにない

● 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 主任科学者の年次報告書発表

Chief Scientist's annual report published

Tuesday 13 September 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/sep/csr2011>

FSA は、英国の食品由来疾患低減のための科学及び調査に関する年次報告書を発表した。この報告書では、2010/11 年次における FSA の主な科学的役割、食品由来疾患を減らす取り組み、食品安全の緊急時リスクに関する研究の発展、科学行政の改善のための取り組みなどをまとめている。

*本文 : Annual Report of the Chief Scientist 2010-2011

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/publication/csr1011.pdf>

食品安全及び食品リスクについて、第 1 に食中毒対策に関してまとめられた。英国では年間 100 万人が食中毒になり、20,000 人が医療機関で受診、500 人が死亡していると推定されている。サルモネラによる食中毒は減少傾向であるにもかかわらず、2005 年から食品由来疾患の増加がみられ、その増加にはカンピロバクター感染の増加が寄与している。FSA は、カンピロバクター管理が最大の課題だと考えている。

化学物質分野ではカビ毒及び加工により生じる汚染物質 (アクリルアミド、3-MCPD、

フラン、カルバミン酸エチル) について調査を実施し、これら化学物質の暴露による健康リスクへの懸念はないことを確認した。また、ナイロン調理器具から溶出する一級芳香族アミンの調査も実施した。

日本の 2011 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所の事故後の放射性物質については、英国では輸入食品に占める日本産食品の割合がわずか 0.1%であること、日本産食品の検査の結果は消費者の安全性に何の懸念材料にもならないとしている。また、チェルノブイリ事故後のヒツジのモニタリングについては、2011 年末までにモニタリング計画の見直しを行う予定である。

食品事故は増加の傾向が見られ、2010 年は 1,505 件あった。例えば 2010 年 12 月のドイツの豚や鶏のダイオキシン汚染などである。

2. 混乱を招く日付表示を終らせるためのガイド

Guidance to end confusing date labels

Thursday 15 September 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/sep/datelabels>

FSA は、食品企業向けに、製品に消費期限と賞味期限のどちらが必要なのかを決めるためのガイドを発表した。

新しい任意のガイドラインでは、食品には「消費期限 use by」か「賞味期限 best before」のどちらかのみが表示される。在庫管理のために使われる「販売期限 sell by」及び「展示期限 display until」などの日付表示は消費者の誤解を避けるため排除される。

「賞味期限 best before」は、食品の味、テクスチャー及び見た目などの品質に関連する日付であり、その日付を過ぎてから食べることは有害ではない。

「消費期限 use by」は、食品安全に関係するものとして最も気にすべき重要な日付である。「消費期限 use by」以降に当該食品を販売することは違法だが、「賞味期限 best before」については、卵を除き、安全に食べられるため過ぎても販売することができる。しかし卵については、「賞味期限 best before」ではあるが、表示された日付を過ぎた場合には喫食しない方が良くとしている。

*ガイド : Guidance on the application of date labels to food

<http://www.defra.gov.uk/publications/files/pb132629-food-date-labelling-110915.pdf>

3. 食用色素を除去するガイド

Guidance launched on removing food colours

Thursday 15 September 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/sep/colourguidance>

小さい子どもの多動と関連するかもしれないある種の色素を除去するための企業向けガイドラインを発表した。代用となる色素などを紹介している。

指定された合成色素の代用品として提案されているのは主に天然色素で、それを使用す

るために乳化剤や安定剤、pH 調整剤など他の添加物を使用、増量する、複数使用する、包装材を工夫するなどが行われている。天然色素への変更で材料のボリュームが増加したため製品の混合が不十分になったり、費用が高んだり、日持ちが悪くなったりという事例が報告されている。

●英国 飲料水監察局 (DWI : Drinking Water Inspectorate) <http://dwi.defra.gov.uk/>

1. 新しい SCA BLUE BOOK 233:飲料水の味と臭いの決定法の履行について

IMPLEMENTATION OF THE NEW SCA BLUE BOOK 233: THE DETERMINATION OF TASTE AND ODOUR IN DRINKING WATERS (2010)

16 September 2011

<http://dwi.defra.gov.uk/stakeholders/information-letters/2011/07-2011.pdf>

分析に関する常設委員会が飲料水の味と臭いの検査法を更新したことを通知する。

検査法

The determination of taste and odour in drinking waters (2010)

<http://www.environment-agency.gov.uk/static/documents/Research/TandO-oct26C-233.pdf>

●ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. ミネラルクレイに発見されたダイオキシンについての評価

Assessment of a dioxin finding in mineral clay

12.09.2011

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/assessment-of-a-dioxin-finding-in-mineral-clay.pdf>

(ドイツ語で先に発表された意見の英語版要約)

BfR はミネラルクレイを含む食品サプリメントとして販売されていた製品から検出されたダイオキシンのデータを評価した。多くの食品や飼料とは異なり、サプリメントには EC 又はドイツ政府による法的規制値は設定されていない。

ダイオキシンは脂肪組織に蓄積する環境汚染物質である。日々の摂取量は可能な限り少なくするべきである。集団の一般的バックグラウンド暴露レベルをもとにすると、ダイオキシン汚染クレイの追加摂取は SCF (Scientific Committee on Food) の設定した耐容週間摂取量 (TWI) の超過につながる可能性がある。TWI の一時的超過は、長期的に継続しない限り許容できると考える。従ってたまたま問題のクレイを摂取することによる有害健康影響はないであろう。しかしながら、この製品を長期的に摂取したヒトについては有害健康影響の可能性はあり得る。

一般的に、BfR は不必要で避けられる追加の暴露は許容できないと考えるため、このダイオキシン汚染ミネラルクレイは販売されるべきではないと結論した。

* ドイツ語フルバージョン

http://www.bfr.bund.de/cm/343/bewertung_eines_dioxinfundes_in_mineralerde.pdf

2. 消費者製品中の有機スズ化合物

Organotin compounds in consumer Products

14.09.2011

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/organotin-compounds-in-consumer-products.pdf>

ポリ塩化ビニル (PVC) の製造時に、モノ有機スズ及びジ有機スズ化合物が使用されている。一部の化合物は、食品と接触するプラスチックの製造にも認可されている。またジ有機スズ化合物やトリ有機スズ化合物は、農薬や殺生物剤にも使用されている。

化合物の物理化学的、生物学的性質には、スズの結合している有機化合物や無機物の数や比が影響する。従って健康ハザードを評価するには、個別の化合物を識別する必要がある。BfR は有機スズ化合物の概要を提供する。

(意見全文はドイツ語のみ)

http://www.bfr.bund.de/cm/343/organozinnverbindungen_in_verbrauchernahen_produkten.pdf/

● オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. オランダにおける違法勃起不全用製品 : 10年の傾向と 2007~2010年の製品更新

Illicit erectile dysfunction products in the Netherlands : A decade of trends and a 2007-2010 product update (本文オランダ語)

2011-09-08

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/370030003.html>

違法勃起不全用 (ED) 製品には、しばしば医薬品類似物が含まれている。それにもかかわらず、少なくとも現時点では、急性健康リスクは比較的低いように見える。報告されている健康被害は、その使用から想定されるより少ない。長期使用のリスクは不明である。

この報告書はオランダの 5 つの国立研究所の記録をまとめたもので、RIVM の違法 ED 製品報告書としては 3 番目のものになる。

違法製品は認可なく製造や販売されたものである。オランダでは ED 製品として 3 種類 (Viagra, Cialis, Levitra) が認可されているが、全て医師による処方が必要となる。2007

～2010 年に 538 の違法製品が報告され、内訳はニセ物（17%）、違法なジェネリック医薬品（69%）、異物混入した食品サプリメント（13%）であった。医薬品の市場サーベイランスは組織化されているが、食品サプリメントについては改善の余地がある。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail）

<http://www.anses.fr/>

1. ブルターニュでの野生のイノシシの死亡：硫化水素の可能性が高い

Mortalité de sangliers en Bretagne : l'hypothèse H2S est hautement probable

7 septembre 2011

<http://www.anses.fr/PMEC00H9I0.htm>

野生動物の死体が見つかったため、農業省が ANSES に死因の究明を求めている。入手できるデータからは硫化水素中毒の可能性が最も高いが、このような集団死亡の原因がこれだけかどうかは確認できない。ANSES は干潟での緑藻の分解による硫化水素発生に関するさらなる研究を薦める。

ここ最近ブルターニュの一部の海岸で緑藻が繁茂している。海岸に打ち上げられて集まって腐敗すると硫化水素を含む各種ガスを相当量放出する。これは公衆衛生上の問題になるため、政府は 2010 年 2 月に緑藻対策 5 か年計画を採択した。この一環として ANSES は 2011 年 7 月に緑藻からのガス放出と近隣住民や散歩しているヒトや労働者への健康影響についての意見を公表した。

この文脈で、2011 年の夏にいくつかの野生動物の死体（野生イノシシ 36、ヌートリア 3、アナグマ 1）が Morieux 海岸で発見された。これらの動物や周辺環境の調査が行われた。

* Green algae: ANSES publishes its report and issues recommendations

<http://www.anses.fr/PMEC0099I0.htm>

対策はできるだけ早く回収して処分することとしている。

●米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

1. 放射線の安全性

Radiation Safety

Page Last Updated: 09/02/2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm>

更新

9 月 7 日現在、FDA の輸入検査官は 25,066 件の野外放射性核種汚染調査を行った。FDA

は1,040 検体の検査を行い、そのうち 165 件は水産物又は水産物製品である。1,039 検体からは I-131 や Cs-134、Cs-137 などの問題になっている放射性核種は検出されなかった。1 検体からセシウムが検出されたが、介入レベル (Cs-134 と Cs-137 は 1,200Bq/kg、I131 は 170 Bq/kg) より低く、公衆衛生上の懸念はない。FDA はエクセルのデータファイルを提供している (K-40 は結構検出されている。検出されたものの数値の記載はないがジンジャーパウダーとのこと)。

*FDA の介入レベル

<http://www.fda.gov/downloads/NewsEvents/PublicHealthFocus/UCM251056.pdf>

(日本よりも食品の分類枠が大きい)

消費者向け注意事項

消費者は以下の点に注意すべきである：

- FDA に認可されていない製品による、被ばくによる有害影響の予防や治療ができるという主張。
- ヨウ化カリウムが、認可された使用条件以外で効果があるという主張。
- 「科学的ブレイクスルー」、「新製品」、「魔法の治療法」、「秘密の成分」、「古代の治療薬」といった用語を使用した宣伝。
- 驚くべき効果があったとする医師や消費者の体験談。
- 「限定」や料金先払い。
- リスクがない、効果がなければ返金しますという約束
- 「簡単」という約束。
- 「ナチュラル」あるいは医薬品より副作用が少ないという主張。
- 昆布や海藻が十分量のヨウ素を含むという主張。これらは承認されているヨウ化カリウムより遙かに少ないヨウ素しか含まない。FDA が放射性ヨウ素防護に効果があると認めている食品やサプリメントは存在しない。
- 一見専門的に見えるウェブサイトには騙されないように。

2. 消費者向け情報 リンゴジュースとヒ素についての Q & A

Questions & Answers: Apple Juice and Arsenic

09/13/2011

<http://www.fda.gov/Food/ResourcesForYou/Consumers/ucm271595.htm>

ヒ素とは何か？

天然に環境中に存在し、水や空気、土壌中に有機ヒ素または無機ヒ素の形態で存在する。有機ヒ素と無機ヒ素の 2 つの種類があり、無機ヒ素の方が有害である。どちらも土壌や地下水に存在するため、食品中からも微量検出される。

フルーツジュースから検出されたヒ素はどの種類か？

ジュースには有機ヒ素も無機ヒ素も両方が存在している。

一方の方がもう一方より有害なのか？

その通りである。無機ヒ素は有害で有機ヒ素は基本的に無害である。

リンゴやその他のフルーツのジュースは飲んでも安全か？

安全である。FDA は食品中の有害物質検査の一環として何年もフルーツジュースのヒ素を調べてきた。現在リンゴジュースを含むフルーツジュースに公衆衛生上のリスクがあるという根拠はない。

なぜフルーツジュースからヒ素が検出されるのか？

土壌や地下水に存在するからである。

1970 年代まではヒ素を含む農薬が米国で普通に使われていたため、一部の農場では微量のヒ素が検出される。

FDAはフルーツジュースのヒ素基準を定めているか？

定めていない。現在の科学的根拠では、もしヒ素が検出されても極めて微量である。

FDAはボトル入り飲料水のヒ素基準を定めているか？

定めている。1L あたり 10 μ g、10 ppb が基準値である。

なぜボトル入り飲料水に基準があるのにフルーツジュースにはないのか？

FDA がボトル入り飲料水に基準を設定したのは飲料水安全法 (Safe Drinking Water Act) による EPA の飲料水基準に対応したものである。この基準は飲料水の方が摂取量が多いこと、飲料水中のヒ素はフルーツジュースと違ってほぼ全てが無機ヒ素であることなど各種要因にもとづいている。

フルーツジュースのヒ素から人々を守るためにFDAは何をしているか？

FDA は食品中の有害物質検査の一環としてフルーツジュース及び濃縮物中のヒ素を調べている。ケースバイケースで検査結果により適切に対応している。さらに輸入食品について検査のための警告をしている。

リンゴジュースから高濃度のヒ素が検出されたという報道を見たが、この件についてFDAは消費者にどんな助言をするか？

無機ヒ素の検出方法が正しく適切な検査が行われたかどうかを確認できるまでその結果については言えない。総ヒ素の検査では無機ヒ素と有機ヒ素を区別できないことに注意する必要がある。総ヒ素濃度をもとに、安全性について結論を出すことはできない。

***リンゴジュースとヒ素について、FDA から Dr. Oz Show への手紙**

1 通目

Letter from FDA to The Dr. Oz Show Regarding Apple Juice and Arsenic (09/09/2011)

September 9, 2011

<http://www.fda.gov/Food/ResourcesForYou/Consumers/ucm271630.htm>

EMSL Analytical, 社が市販のリンゴジュースの総ヒ素を 50 検体分析したという話を聞いている。その結果を受けて Dr. Oz Show がリンゴジュースは安全でないという報道する予定だと理解している。その検査結果を我々に提供して欲しい。以前あなた方に注意したよう

に、総ヒ素濃度からは食品の安全性を判断することはできない。無機ヒ素の測定法は総ヒ素より複雑である（方法の参照サイト）。

Dr. Oz Show が総ヒ素濃度だけを根拠にリンゴジュースは安全でないというのは誤解を招く無責任なものである。

2 通目

Second Letter from the FDA to The Dr. Oz Show Regarding Apple Juice and Arsenic (09/13/2011)

September 13, 2011

<http://www.fda.gov/Food/ResourcesForYou/Consumers/ucm271632.htm>

あなたの番組のリンゴジュースの総ヒ素濃度の結果を見て、FDA の調査官がリンゴジュースを集めて分析するために Nestle/Gerber を訪問した。EMSL Analytical 社が 36 ppb の総ヒ素を検出したという同じロットのリンゴジュースと、そのほかのジュースを入手して分析した。総ヒ素の結果は 2.0 ppb から 6.0 ppb であった。さらに Nestle/Gerber 社が自社でも検査を行っており、別の検査機関での検査結果なども入手した。それらの結果は FDA の結果と一致するものであった。Nestle/Gerber 社はこれらの結果をあなた方に伝えている。我々の調査結果からは、EMSL Analytical 社の結果が間違っていて高いことが懸念される。食品の分析は検査機関にとっては難しいもので、サンプルの些細な処理方法の違いで大きな差になることがある。

以上をまとめると、これらの検査結果からはリンゴジュースが安全でないということは示されないということである。FDA は 9 月 9 日の手紙でも述べたように、Dr. Oz Show がリンゴジュースは安全でないというのは誤解を招く無責任なものであると考えている。

*FDA:リンゴジュースは飲んでも安全

FDA: Apple Juice is Safe To Drink

09/13/2011

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm271394.htm>

飲料水基準と比較するのは妥当ではないことなどを、消費者の意見や質問に答えるような形式で説明している（内容は上記の Q&A とほぼ同じ）。

3. 警告文書

（日付は文書の発行日、ウェブ掲載は 9 月 6, 13 日）

● Pharmacist's Ultimate Health Corp. 8/22/11

August 22, 2011

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm270301.htm>

食品サプリメントとして販売している Pharmacist's Ultimate Health Allergy Relief Complex の「抗アレルギー」や「抗ヒスタミン様の作用」といった宣伝、また天然エスト

ロゲンやプロゲステロンを含むというクリーム各種の「閉経期症状緩和のための天然代用品」といった宣伝は未承認新規医薬品に相当し、連邦食品医薬品法違反である。

- Creation's Garden Natural Products, Inc. 8/4/11

August 4, 2011

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm270502.htm>

各種サプリメントや食品について、病気の治療や予防効果の表示が連邦食品医薬品法違反である。例えばグルコサミンとコンドロイチンの「関節や膝の修復」、マンゴスチンジュースの「マンゴスチンには抗酸化物質やキサントンが多く含まれます。試験管レベルではキサントンには抗がん作用があります。試験管レベルではマンゴスチンには抗炎症などの作用があります」、「マンゴスチンはコレステロールレベルを下げると言われていています」などである。

- Hardy Peanuts, Inc. 7/15/11

July 15, 2011

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm270291.htm>

茹でたピーナッツ製品の「悪玉コレステロールを下げ善玉コレステロール濃度を維持することが示されている」という宣伝は連邦食品医薬品法違反である。

FDA がナッツに対して認めている表示は「多くのナッツは、飽和脂肪とコレステロールの少ない食生活の一部として、一日に 1.5 オンスを食べることにより心疾患リスクを下げる可能性を示唆する科学的根拠があるが証明されていない」である。

- Edelweiss Farms, Inc. 8/25/11

August 25, 2011

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm270719.htm>

乳牛にメグルミンフルニキシンの不適切な使用が確認された。

- Windy Ridge Dairy 8/19/11

August 19, 2011

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm270251.htm>

食用乳牛の腎臓に残留ペニシリン 1.43 ppm（トレランスは 0.5 ppm）が検出された。

- Leland Bruce Shaw 8/18/11

August 18, 2011

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm270311.htm>

子牛レバーにフルニキシシン 0.0926 ppm（トレランスは設定されていない）が検出された。

- Roy and Louise Noble Dairy Farm 7/13/11

July, 13, 2011

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm270318.htm>

牛レバーにフルニキシシン 2.54 ppm（トレランスは 125 ppb）、腎臓にデスフロイルセフチオフル 7.3 ppm（トレランスは 0.4 ppm）が検出された。

- Michael P. Ferry Inc. 8/11/11

August 11, 2011

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm268237.htm>

子牛の腎臓にネオマイシン、ゲンタマイシンが検出された。

- National Bakery Inc 5/20/11

May 20, 2011

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm270393.htm>

アレルゲン、主要原料、栄養成分、重量などの表示違反が確認された。

- For Earth, Inc. 8/19/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm271386.htm>

サプリメント販売業者及びサプリメントに含まれる成分の説明文について。

アマランスプラウトの、亜鉛に抗ウイルス活性がある、亜鉛が鎌状赤血球貧血の症状に効くという強力な科学的根拠がある、ビタミン D は骨粗鬆症や高血圧やがんなどを予防する、アマランスプラウト成分のビタミン B5 はアルコール中毒治療に使用されている、海藻が肥満や抗コレステロールや喘息や甲状腺疾患やがんなどの治療に使用されている、などの各種宣伝文句が違法である。

- Blue Jay Dairy 8/25/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm271546.htm>

食用に集荷された乳牛の可食部のフルニキシンの違法残留が確認された。

4. ミネソタの企業が認められていない宣伝をしていたアミノ酸製品の販売を中止することに合意

FDA: Minnesota companies agree to halt sale of amino-acid products with unapproved claims

September 14, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm271703.htm>

ーウェブサイトで疾患が治療できると宣伝ー

ミネソタにある二つの会社、West Duluth Distribution Co (CHK Nutrition) 及び NeuroResearch Clinics Inc が、アミノ酸製品を、疾患の緩和や治療に有効だと宣伝していた。これらの製品は販売前に認可されておらず、未承認新規医薬品とみなされ違法である。

2010年にFDAのウェブサーチで、CHK Nutrition (製品を販売してる会社)のサイトに NeuroResearch Clinics へのリンクがあり、NeuroResearch Clinics のサイトでパーキンソン病やアルツハイマー病や ADHD などの治療のための「アミノ酸セラピー」についての記述があった。FDAは警告文書を送付したが、両社は従わなかった。そこで、裁判の手続きを行っていた。

-
- 米国 NTP (National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム)

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. 2011年発表のテクニカルレポート

- **TR-563** : プレゴンの F344/N ラットと B6C3F1 マウスでの毒性およびがん原性試験 (強制経口投与)

TR-563: Toxicology and Carcinogenesis Studies of Pulegone (CAS No. 89-82-7) in F344/N Rats and B6C3F1 Mice (Gavage studies) (Report Date: 2011)

<http://ntp.niehs.nih.gov/?objectid=3ABCB11E-F1F6-975E-7495928F735DD263>

プレゴン (CAS No. 89-82-7) は、エッセンシャルオイルの成分で食品や消費者製品、ハーブ医薬品に含まれる。オスのラットでは発がん性の根拠はない。メスのラットでは膀胱腫瘍の頻度増加にもとづき明確な発がん性の根拠がある、マウスでは雌雄ともに肝細胞腫瘍の増加にもとづき明確な発がん性の根拠がある。雄ラットの低用量群を除く全ての投与群の雌雄でヒアリン糸球体症という特徴的な腎障害を誘発し、その結果として生存率の低下を招いた。

-
- 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. ニューヨークのチャイナタウンで違法な農薬の販売を行った 12 人の被告逮捕/多機関共同で数十カ所から数千の違法農薬を押収

Twelve Defendants Arrested for Involvement in the Illegal Distribution and Sale of Pesticides in New York's Chinatown/Coordinated multi-agency effort results in seizure of thousands of packages of illegal pesticides from dozens of locations

09/19/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/bd4379a92ceceac8525735900400c27/79cae83797bd87a3852579100073d90e!OpenDocument>

例えば中国語で「ねこいらず」と表示された液体を販売していた。中身は EPA の許容量の 61 倍のプロジファクムであった。米国では一般消費者向けに販売されてはならない。他に極めて毒性の高いフルオロ酢酸ナトリウムやフィプロニルなども違法に販売していた。

-
- 米国取締局 (DEA : Drug Enforcement Administration)

<http://www.justice.gov/dea/>

1. DEA は合成興奮剤の緊急コントロールを実施

DEA Moves to Emergency Control Synthetic Stimulants

September 07, 2011

<http://www.justice.gov/dea/pubs/pressrel/pr090711.html>

DEA はメフェドロン、3,4-メチレンジオキシピロバレロン (MDPV) およびメチロンの 3 つの合成薬物を暫定規制対象にする。法的に認可された場合を除いて、これらの合成薬物及び違法混入製品については所持及び販売を少なくとも 1 年間は規制対象とする。永久禁止対象にするかどうかはこれから調査を行う。

数ヶ月もの間、これらが「バスソルト」あるいは「植物食品」という名目で販売され、若者に使用が拡大しているためである。DEA が中毒センターや病院等から受け取った関連の症例報告は、半年の間で増加している。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. カナダの食品の安全性への信頼は上昇傾向

Food Safety Confidence in Canada on the Rise

September 15, 2011

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/2011/20110915e.shtml>

2011 年春に Leger Marketing が行った調査結果によれば、カナダ人はカナダの食品安全システムを信頼している。カナダ人の 68%はこのシステムに良好な信頼度をもっている。これは 2010 年の 65%、2008 年の 60%より増加している。

またこの報告では、リコールは食品安全システムが機能していることを示すものであると認識し、国民がカナダ政府のリコール管理能力を信頼しているとしている。過去 5 年間の平均リコール件数はほぼ一定であり、平均 226 件/年であった。

* 報告書本文 : Food Safety: Canadians' Awareness, Attitudes and Behaviours

(POR 048-10 で要検索)

<http://www.porr-rop.gc.ca./index-e.html>

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局

(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準改訂告知

Amendment No. 125 (FSC 67)

8 September 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/gazettenotices/amendment1258septemb5250.cfm>

人工甘味料アドバンテーム及び加工助剤としてのグリセリン脂質コレステロールアシルトランスフェラーゼについて。

2. リステリアリスク低減に役立つ加工助剤について意見募集

Call for comment on processing aid to reduce the risk of Listeria

20 September 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/mediacentre/mediareleases/mediareleases2011/20september2011callf5289.cfm>

P100 というバクテリオファージ製品の認可申請について、パブリックコメントを募集する。通知は以下の食品基準通知より

● 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularr/current/notificationcircular5282.cfm>

新規申請

組織特異的グリホサート耐性をもつ遺伝子組換えトウモロコシ系統 MON87427 由来食品など

意見募集

加工助剤としてのバクテリオファージ P100、2011 年 11 月 1 日まで

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. 殺鼠剤混合所の閉鎖?

Closure of mouse bait mixing sites?

13 September 2011

http://www.apvma.gov.au/news_media/our_view/2011/2011-09-13_mouse_bait_mixing_sites.php

APVMA の査察を受け、認可条件を遵守していなかった企業が、ニューサウスウェールズとビクトリアの 2 か所の殺鼠剤の混合作業を中止した。

リン化亜鉛を穀物と混合した殺鼠剤の製造は、マウスの大発生に対する緊急事態対応として認可されていたものである。リン化亜鉛は湿気があると極めて毒性の高い可燃性のホスフィンガスを発生するとしている。

* 食品安全情報（化学物質） No.10 (2011.05.18)より
(APVMA) 殺鼠剤の緊急認可

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201110c.pdf>

● オーストラリアTGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性助言 **Maxidus カプセル**

Maxidus capsules

8 September 2011

<http://www.tga.health.gov.au/safety/alerts-medicine-maxidus-110908.htm>

ハーブサプリメントとしてインターネットで販売されている Maxidus カプセルに、表示されていないスルホヒドロキシホモシルデナフィルが検出された。スルホヒドロキシホモシルデナフィルはシルデナフィルの類縁体であり、TGA は Maxidus カプセルの安全性や有効性等の評価も実施しておらず、製造も許可していないため、オーストラリアへの輸入及び販売は違法である。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

● 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 海外サイトの販売製品に注意

ダイエット・性機能改善剤など 31 件検査、12 件で有害物質を検出

2011-09-07

http://kfda.korea.kr/gonews/branch.do?act=detailView&dataId=155782318§ionId=p_sec_1&type=news&flComment=1&flReply=0

食品医薬品安全庁は、海外インターネットサイトで性機能改善やダイエット、筋肉強化などを標榜して販売されている 31 製品に対して過去 1 ヶ月間に集中的に検査した結果、米国产「Boost Ultra」など 12 製品から食品に使用が禁止されているシルデナフィル、イカリイン、ヨヒンビンなどの成分が検出されたと発表した。

食品医薬品安全庁は、有害成分が検出された製品を販売するインターネットサイトに国内消費者が接続できないように放送通信審議委員会に接続遮断を要請し、ポータルサイトには広告禁止を要請した。さらに海外旅行客の携帯搬入または国際郵便などを通じて国内に流入されないように関税庁に通知した。

<使用禁止成分の検出状況>

性機能改善を標榜 (7 製品)

- ・ シルденаフィル(4 製品): カプセルあたり 31~49mg 検出
- ・ イカリイン(2 製品): カプセル、錠剤あたり各々 44mg 及び 2mg 検出
- ・ ヨヒンビン(1 製品): カプセルあたり 1mg 検出

ダイエットを標榜 (4 製品)

- ・ シブトラミン(2 製品): カプセルあたり各々 67mg 及び 61mg 検出
- ・ ヨヒンビン(2 製品): カプセルあたり各々 1mg 検出

筋肉強化を標榜 (1 製品)

- ・ イカリイン(1 製品): カプセルあたり 1mg 検出

2. 日本原子力発電所関連の食品医薬品安全庁による対応及び管理動向(12)

輸入食品課/危害情報課 2011.08.31

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=15946&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、日本の福島県で生産されたゆずについて 2011 年 8 月 30 日から暫定的に輸入の中断措置をしたと発表した。

これは日本政府が摂取または出荷制限した品目に対して暫定輸入中断対象にすることにしてから 7 番目に追加されたものである。3 月以後、日本から農産物として輸入されたゆずはない。

3. 楽しい山行、野生の毒キノコ摂取注意！

食中毒予防管理課 2011.08.26

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=15917&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、湿度と気温が高く山に野生キノコが多いため、登山や秋夕墓参り道の野生毒キノコを採って食べないように注意を喚起する。韓国に自生するきのこは約 1,500 余種類あるが、そのなかで食用できるきのこはシイタケなど 20 余種類に過ぎない。

● その他

食品安全関係情報 (食品安全委員会) から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- オーストラリア保健・食品安全局(AGES)、天然香料について説明
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03420060464>
- 台湾行政院衛生署、「食品添加物の成分規格及び使用基準」の改正草案を公表、意見募集を開始
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03420070361>
- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、市場及び包装場の農産物中の残留農薬について検

査結果を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420250369>

- 台湾行政院衛生署、「残留動物用医薬品基準」を改正
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420290361>
- 台湾行政院衛生署食品薬物管理局、市場で販売されている畜産物中の残留動物用医薬品の検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420300369>
- 台湾行政院衛生署食品薬物管理局、市販のピーナッツ製品を対象としたアフラトキシンの検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420570369>
- ドイツ連邦食糧農業消費者保護省(BMELV)、植物防疫法改正を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420230315>
- ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁(BVL)、有効成分クロマゾンを含む植物保護製品を一時停止すると公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420240316>
- ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁(BVL)、BVL 報告書のリストを公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420310316>
- ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、ピロリジジンアルカロイド(PA)の分析と毒性及びハチミツに PA が含まれる場合の健康リスク評価に関する意見書を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420550314>
- ドイツ連邦食糧農業消費者保護省(BMELV)、「欧州司法裁判所のハチミツ判決-その背景と影響」と題する文書を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420660315>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、合成ジヒドロカプシエイトの新開発食品成分(NI)としての認可に関する英国当局の最初の評価報告書について意見書を提出
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420650475>
- フランス衛生監視研究所(InVS)、「中毒監視報告書(Bulletin Epitox)」創刊号を発行
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420850343>
- メキシコ農畜水産農村開発省(SAGARPA)、国立サルバドール・スピラン薬学・栄養学研究所 (INCMNSZ) のレッドミートに関する書籍を紹介
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu03420890308>

ProMED-mail

1. 原因不明の病気、イヌ 英国 (イングランド)

Undiagnosed illness, canine - UK: (England)

19-SEP-2011

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:1221385122800171::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,90318

17 Sep 2011 Daily Mail より

サンドリンガムの女王の所有地で再びイヌが死亡する謎の季節性の病気が発生した。過去 2 週間で森の中を歩いた 11 頭のイヌが病気になった。2010 年の秋には 37 頭のイヌが病気になって 6 頭が死亡した。この病気は 2009 年にこの地方やその他の森林で発見され、9 月から 11 月におこる。イヌ好きで知られる女王は大変心配しており個人的にアニマルヘルストラスト (AHT) に調査を依頼した。原因は不明であるが、微生物か緑藻かキノコだろうと信じられている。

2. 原因不明食中毒 南アフリカ、有機リンの疑い

Undiagnosed food poisoning - South Africa, organophos. susp, RFI

18-SEP-2011

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:1221385122800171::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,90308

10 Sep 2011 Pretorian News より

2011 年 9 月 10 日、ルステンブルクのタクシー乗り場で、子どもを含む約 40 人が倒れた。11 時に救急隊が現場に到着したとき、多くの人が地面に倒れていた。症状は嘔吐、発汗、吐き気、下痢などの有機リン中毒が疑われる。彼らは近くのレストランで食事をしたあとに発症したと述べている。現時点では詳細は不明。

EurekaAlert

専門家はトランス脂肪表示の変更を要請

Expert calls for change in trans fat labeling

7-Sep-2011

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2011-09/uoa-ecf090711.php

牛乳や牛肉などに含まれる天然のトランス脂肪が健康に有害だという根拠はないため、表示から除外するべきだと主張している。

* 報告 : Effects of Ruminant trans Fatty Acids on Cardiovascular Disease and Cancer: A Comprehensive Review of Epidemiological, Clinical, and Mechanistic Studies

Advances in Nutrition

<http://advances.nutrition.org/content/2/4/332.full.pdf+html>

Case Watch

FTC 年次報告書

Index of FTC Annual Reports

posted on August 30, 2011

http://www.casewatch.org/ftc/annual_reports/index.shtml

1916年以降のFTCの年次報告書を掲載した。これまでFTCが取り上げた膨大な虚偽製品等が閲覧できる。

Scienceニュース

ScienceNOW：フランス政府はGM トウモロコシについてEU 法廷に逆らう

French Government Defies E.U. Court on GM Maize

12 September 2011

<http://news.sciencemag.org/scienceinsider/2011/09/french-government-defies-eu-court.html?ref=hp>

フランス政府は、国内でのGM トウモロコシの栽培禁止を中止しない立場を継続する。木曜日（8日）に欧州裁判所（ECJ）は、フランスが2008年にモンサント社のMON 810を禁止したことは手続き上不適切であったと判断した。しかしその判決に対し、フランス環境大臣は報道機関に対し、MON 810はフランスで栽培されるべきではないことを、これまで以上に確信していると述べた。EFSA及びフランスFSA (Food Safety Agency)はMON 810の禁止は不当だとしている。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室